

地方創生、地方分権改革の推進について

平成27年10月14日

内閣府特命担当大臣・地方創生担当大臣 石破 茂

まち・ひと・しごと創生基本方針2015=全体像

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがか かっていない

<H26年>

- ・出生率: 9年ぶりに低下、1.42
- ・年間出生数: 過去最低約100万人

②東京一極集中が加速

<H26年>

- ・東京圏への転入超過は約11万
人(3年連続増加)

③地方経済と大都市経済 で格差が存在

- ・地方経済は雇用面は改善、消
費回復に遅れ
- ・生産性などで大きな格差

◎地方創生は、総合戦略策定から事業推進の段階へ

(26年度)

- 総合的な施策メニュー整備
国の「総合戦略」の策定

(27・28年度～)

- 具体的な事業の本格的推進
「地方版総合戦略」の策定と推進

◎「地方創生の深化」により、ローカルアベノミクスを実現する

①「稼ぐ力」を引き出す

(生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築)

②「地域の総合力」を引き出す

(頑張る地域へのインセンティブ改革)

③「民の知見」を引き出す

(民間の創意工夫の最大活用)

◎総合戦略の政策パッケー ジの拡充強化

◎地方公共団体への多様な 支援の展開

「地域経済分析システム(RESAS:リーサス)」について

目的

- 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、地方自治体が、**地域の現状・実態を正確に把握**した上で、**将来の姿を客観的に予測**し、その上で、**地域の実情・特性に応じた、自発的かつ効率的な政策立案とその実行**が不可欠。
- このため、国が、**地域経済に係わる様々なビッグデータ**(企業間取引、人の流れ、人口動態、等)を収集し、かつ、わかりやすく「見える化(可視化)」する**システム**を構築することで、地方自治体による**真に効果的な「地方版総合戦略」の立案、実行、検証(PDCA)を支援**する。

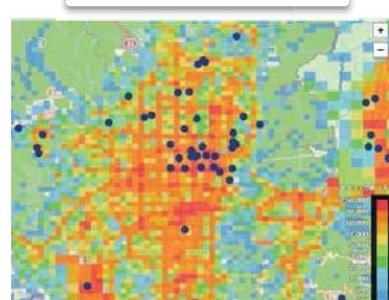
地域経済分析システムを用いて把握できること(一例)

- ①域外から「稼いでくる」産業
- ②行政区域を超えた企業間取引関係
- ③地域を支える「地域中核企業」候補
- ④観光客が多く訪れている場所
- ⑤観光客の出発地
- ⑥現在及び将来の人口構成
- ⑦人口の転入・転出先
- ⑧各種指標の地方公共団体間での比較
- ⑨農業部門別の販売金額の割合

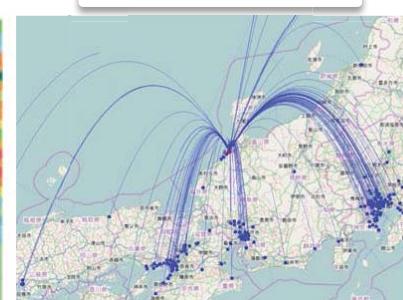
産業マップ



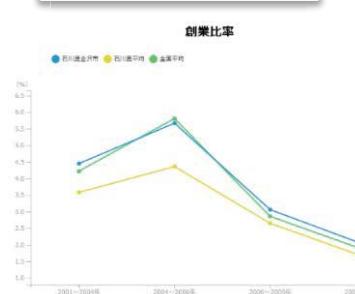
観光マップ



人口マップ



自治体比較マップ



農業マップ



行政区画を超えた産業の広がりを把握可能に

市区町村内に多く人が来ているか把握可能に

人口の転入・転出状況を、性別・年齢層別に把握することが可能に

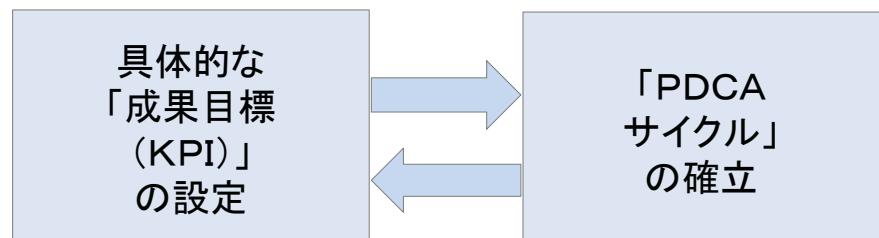
各種指標を他の地方公共団体と比較し、自らの位置付けが把握可能に

地方創生の深化のための新型交付金

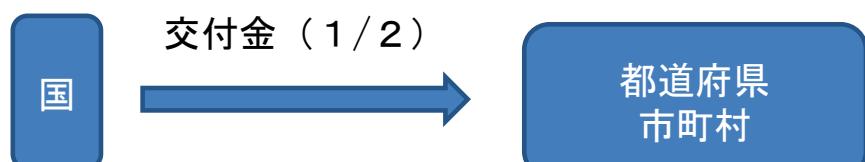
28年度概算要求額 各府省合計 1,080億円【うち優先課題推進枠307億円】(新規)
(事業費ベース 2,160億円)

事業概要・目的

- 統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、28年度において新たな交付金を創設(「骨太の方針」「創生基本方針」)
- 地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



資金の流れ



事業イメージ・具体例

【想定される支援対象】

①先駆性のある取組

- ・官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) ローカル・イノベーション、ローカルプランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、小さな拠点 等

②既存事業の隘路を発見し、打開する取組(政策間連携)

- ・地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

③先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

期待される効果

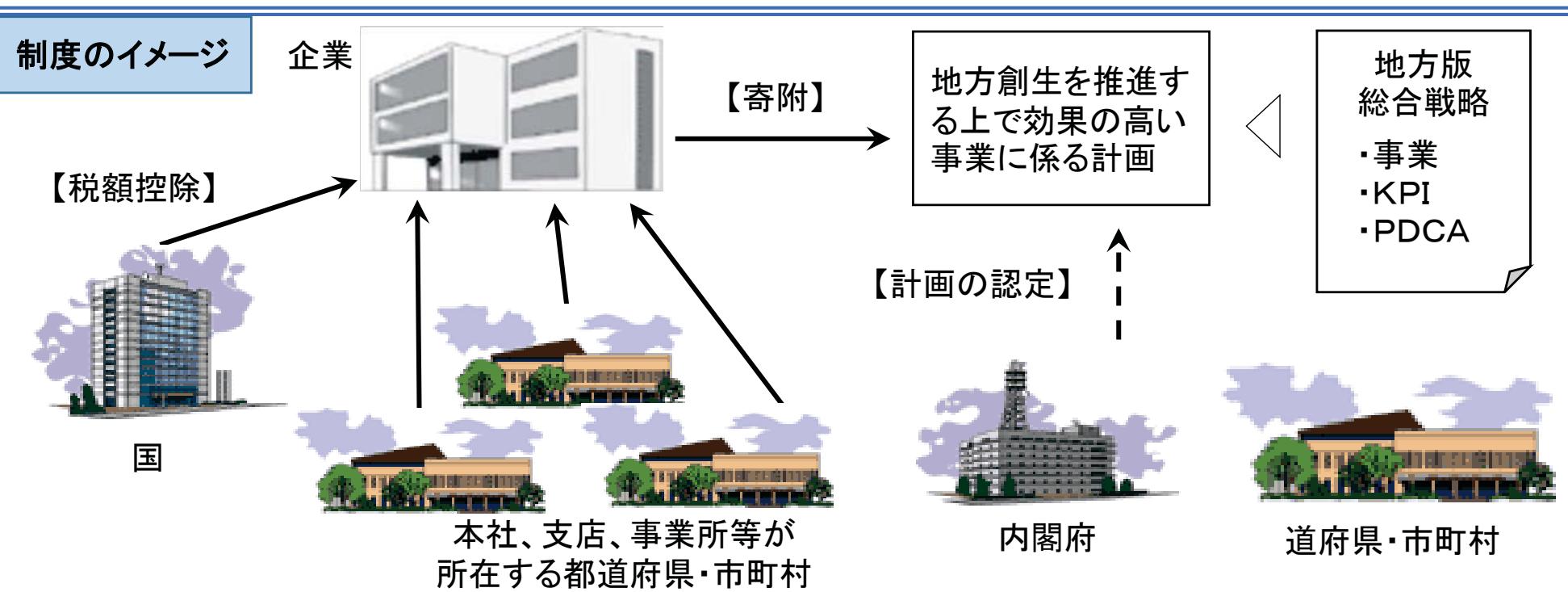
- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

地方創生応援税制の創設(「企業版ふるさと納税」)

地方公共団体(※1)が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ(※2)、地方創生に取り組む地方を応援する。

(効果)

- ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進
- ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進
- ・本社機能の移転促進税制の補完



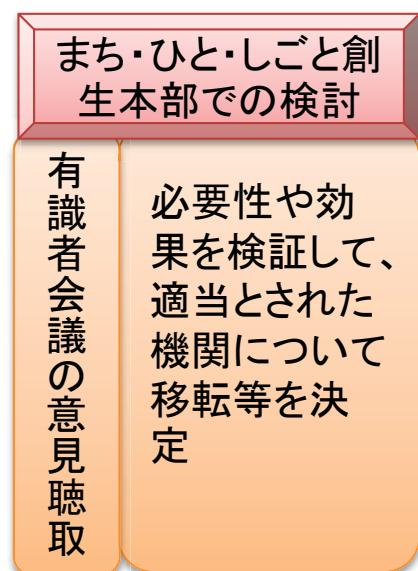
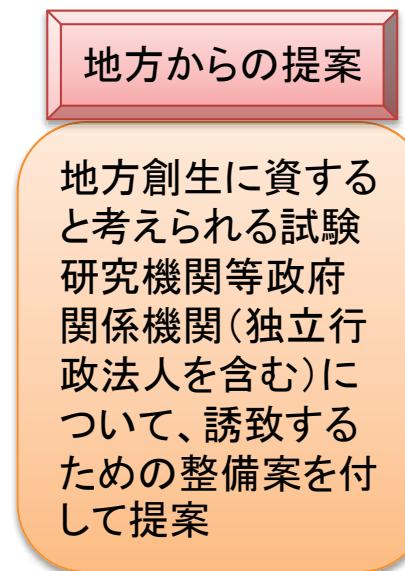
※1 東京都及び特別区など財政力の高い地方公共団体や、主たる事務所が立地する地方公共団体への寄附は対象外とすることを検討。

※2 企業の寄附の趣旨に鑑み、寄附金の全額を税額控除するのではなく、一定部分は企業負担とする。

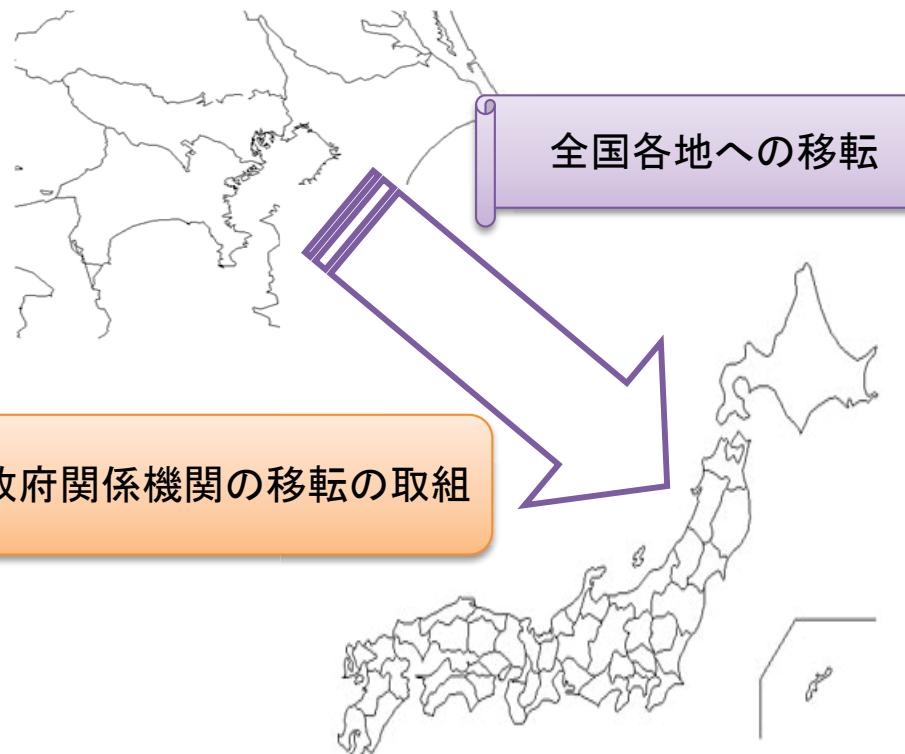
政府関係機関の地方移転

■ 地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の自主的な取組を支援し、地方の提案を踏まえ、地方創生に資する研究機関等政府関係機関(独立行政法人を含む。)の移転を図る。

施策のイメージ



全国各地への移転



スケジュール

2015年3月

機関誘致の提案を募集開始。
〔なぜそこなのか。
・同等以上の機能が発揮できるか。
・条件整備の案(肥大化防止)〕

2015年8月

地方からの「誘致
条件整備案を付し
た提案」期限。70
機関について提案
(※)。

2015年12月

地方提案に対する
評価と対応方針案
についての考え方
のとりまとめ

2016年3月

まち・ひと・しごと創
生本部で移転等機
関の決定(可能なも
のは前倒しで実施)。

2016年4月以降

移転等に向けた具
体的な取組の実施。

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の推進

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想【有識者会議において検討中】

◎東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指す

1. 東京圏をはじめ高齢者の住み替えの支援

- ・移住希望者に対しきめ細かな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。
- ・東京圏からの移住にとどまらず、地方居住の高齢者が近隣から「まちなか」に移り住むケースも。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康づくりとともに、就労・社会活動・生涯学習への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域社会（多世代）との協働

- ・地域社会に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献ができる環境を実現。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、終末期まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

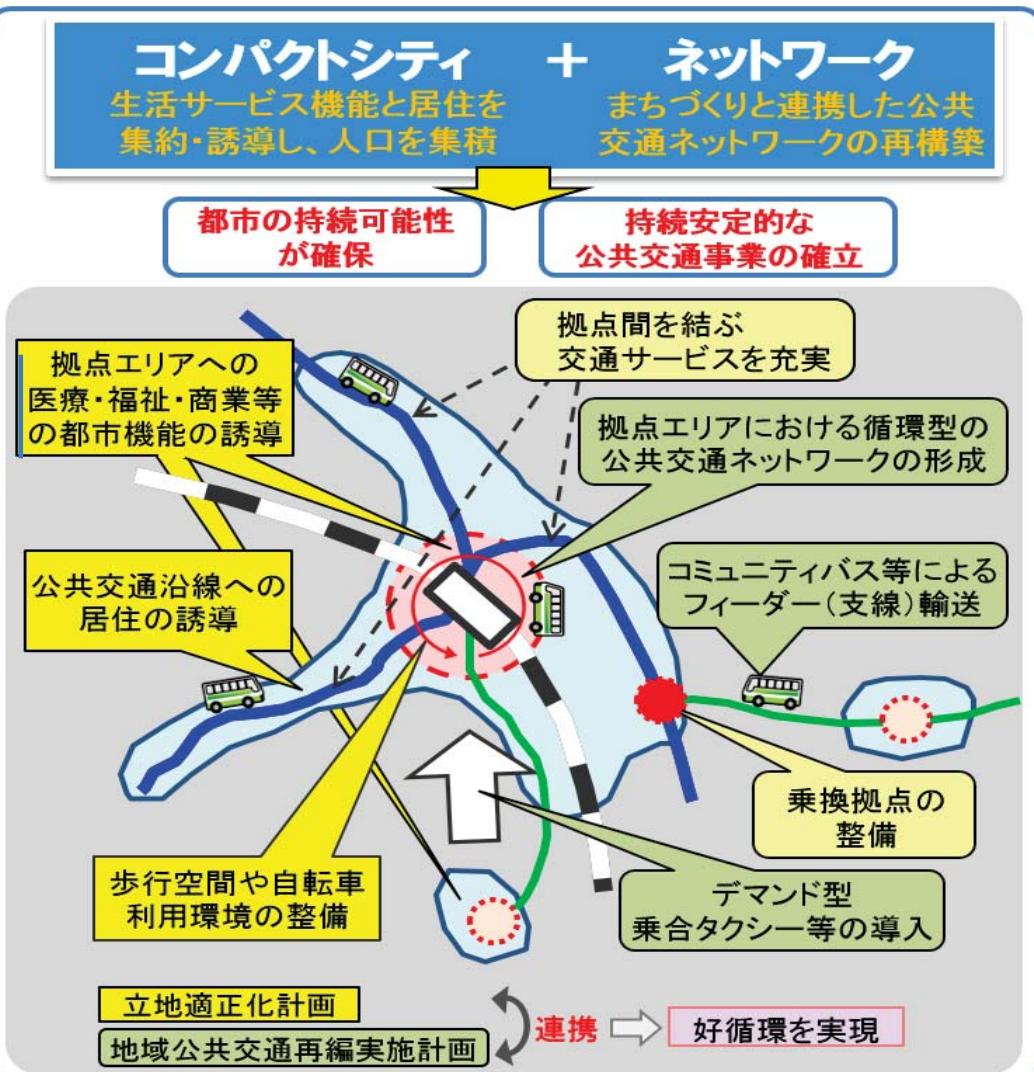
従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想	
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択	
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）	
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働	

- ◎8月25日に「中間報告」⇒年末に「最終報告」
◎今年度中に第1次のモデル事業を選定

※米国等では、高齢者が健康時から介護・医療が必要な時期まで・継続的なケアを受けながら、生涯学習や社会活動に参加できる地域共同体（Continuing Care Retirement Community）が普及

都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成

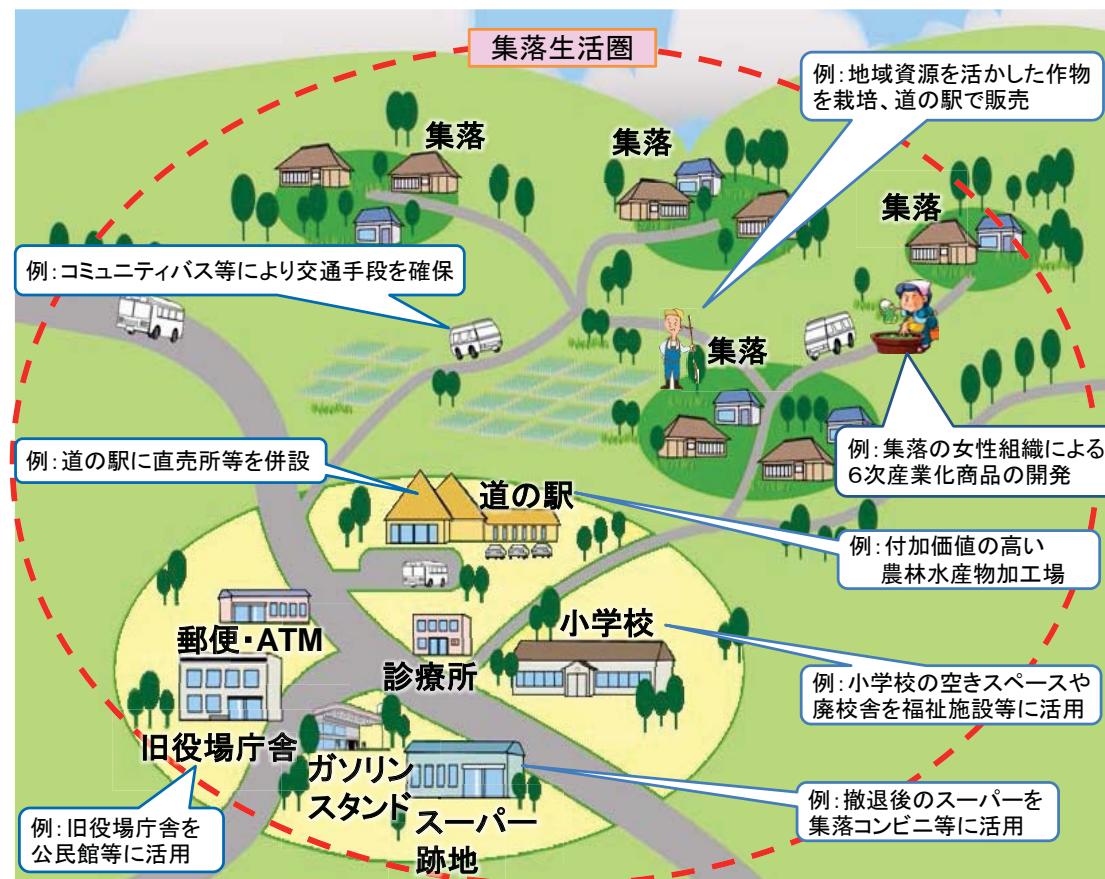
- コンパクトシティ形成支援チームの設置【H27.3】
- 他の市町村の参考となりうる取組に対して関係省庁が連携して支援し、モデルケース化・横展開



「コンパクトビレッジ(小さな拠点)」の形成(集落生活圏の維持)

- 地域再生法の改正【H27.8施行】
- 市町村への説明会等を通じ、地域住民の合意形成、取組体制の確立等を推進

取組イメージ



国家戦略特区 各区域の状況

関西圏(大阪府、兵庫県、京都府)

医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援
区域会議:H26.6.23, 9.24,H27.3.11,9.3開催

区域計画認定:H26.9.30, 12.19,H27.3.19, 9.9

- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例
- ・設備投資に係る課税の特例
- ・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例
- ・雇用労働相談センターの設置

養父市

中山間地農業の改革拠点
区域会議:H26.7.23,H27.1.27,9.3開催

区域計画認定:H26.9.9,H27.1.27, 9.9

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

福岡市

創業のための雇用改革拠点
区域会議:H26.6.28, 9.25,H27.3.25開催

区域計画認定:H26.9.9, 9.30,H27.6.29

- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・雇用労働相談センターの設置

沖縄県

国際観光拠点
区域会議:H26.10.26,H27.6.10,9.3開催

区域計画認定:H27.6.29, 9.9

- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例

新潟市

大規模農業の改革拠点

区域会議:H26.7.18, 12.3,H27.6.9開催

区域計画認定:H26.12.19,H27.6.29

- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農家レストラン設置に係る特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・雇用労働相談センターの設置

仙北市

「農林・医療の交流」のための改革拠点

区域会議:H27.9.7開催

区域計画認定:H27.9.9

- ・国有林野の管理経営に関する法律の特例
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例

仙台市

「女性活躍・社会起業」のための改革拠点
区域会議:H27.9.7開催

区域計画認定: H27.9.9

- ・特定非営利活動促進法の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例

東京圏

(東京都、神奈川県、千葉県成田市)

国際ビジネス、イノベーションの拠点

区域会議:H26.10.1, 12.9,H27.3.4, 6.15,9.3開催

区域計画認定:H26.12.19, H27.3.19,
H27.6.29, 9.9

- ・都市再生特別措置法の特例
- ・都市計画決定等に係る都市計画法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・二国間協定に基づく外国医師の業務解禁
- ・公証人法の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・東京開業ワンストップセンターの設置

愛知県

「産業の担い手育成」のための

教育・雇用・農業等の総合改革拠点

区域会議:H27.9.8開催

区域計画認定: H27.9.9

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農家レストラン設置に係る特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・保険外併用療養に関する特例
- ・公社管理道路運営事業の特例※

※構造改革特区法の特定事業を国家戦略特区の区域計画に記載

国家戦略特区等における新たな措置に係る提案募集について

○ 募集期間：平成27年10月6日（火）～10月30日（金） 17時まで

○ 趣 旨

- ・国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する政府が講ずべき新たな措置に係る提案等を募集することとした。
- ・「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日）、特区諮問会議における総理の発言や有識者議員の指摘を踏まえ、年内に予定している「地方創生特区の第二弾（国家戦略特区の3次指定）」の参考とするもの。
- ・9月1日より施行している改正特区法で追加した規制改革事項や、上記日本再興戦略において記載している規制改革事項などを活用したいとする地方自治体等において、積極的な提案を期待。

[参考]「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日）（抜粋）

- II. 改訂戦略における鍵となる施策
5. 立地競争力の更なる強化
5-1. 「国家戦略特区」の実現／[略]
(3)新たに講ずべき具体的な施策
a)迅速な事業の具体化・実施、指定区域の追加など
[略]

また、規制改革による地方創生に熱意のある地方自治体の取組を一層推し進め、さらには、指定した特区間の競争を促すことにより我が国全体の一層の経済活性化を図るため、[中略]本年内できるだけ速やかに、地方創生特区の第二弾の指定（国家戦略特区の3次指定）を実現する。

平成27年的地方分権改革に関する提案募集方式の取組状況（予定）

3月23日～6月10日 提案募集受付

→ 334件の提案

7月1日～16日 関係府省への検討要請

7月14日 地方分権改革推進本部（安倍総理・石破大臣から各省大臣に要請）

8月3日～7日 提案募集検討専門部会

→ 関係府省ヒアリング1R

8月28日 提案募集検討専門部会

→ 地方三団体ヒアリング

9月3日～16日 関係府省への再検討要請（9月4日の閣僚懇談会において、石破大臣から各省大臣に要請）

10月6日～20日 提案募集検討専門部会

→ 関係府省ヒアリング2R

10月～11月中旬 関係府省との調整

11月下旬 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議

→ 対応方針の了承

12月 地方分権改革推進本部・閣議

→ 対応方針の決定

※ ハローワークについては、「雇用対策部会」において、これまでの取組の検証と、それを踏まえた検討を行っている。